

日野市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予実施基準

(趣 旨)

- 1 この基準は、日野市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱（平成 22 年4月1日制定。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(その他の収入)

- 2 要綱第2条第1号のその他の収入には、失業手当などの定期的に支給される手当、その他公の給付は含め、福祉的給付金は生活保護の認定と同じように収入に含めないものとする。なお、預貯金については、要綱第2条第2号に定める基準生活費の3か月以下であること。

(基準生活費)

- 3 要綱第2条第2号の基準生活費について、市長が決定する額とは、当該世帯主及び世帯員において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第8条に基づく生活保護基準額表のうち、収容保護施設基準額、期末一時扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助及び放射線加算を除いた各基準額の 1,000 分の 1,210 に相当する額とする。ただし、令和 2 年 9 月 30 日までの間にあつては、本文中「1,000 分の 1,210」とあるのは「870 分の 1,035」とする。

(対象)

- 4 要綱第3条に規定する一部負担金の支払いが困難と認められる世帯とは、原則として次の各号に該当する世帯とする。

- (1) 当該世帯に属する者が傷病の治療を受けていたが、要綱第3条の各号のいずれかに該当したため生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難となった世帯であつて、当該傷病の治療期間が3か月以内と見込まれる世帯
- (2) 要綱第3条の各号のいずれかに該当し生活が困窮した後、当該世帯に属する者が傷病にかかり、その一部負担金の支払いが困難である世帯であつて、当該傷病の治療期間が3か月以内と見込まれる世帯

(申請書に添える書類の代用)

- 5 要綱第4条各号に定める書類のうち、給与証明書については給与明細書の写し等を、通学（在学）証明書については学生手帳の写し等を、地代・家賃・間代証明書については賃貸契約書の写し等を、それぞれの書類に代えることができるものとする。

(減額の場合における高額療養費貸付制度等の取扱い)

- 6 要綱第7条第2項の規定による減額割合により算定した減額後の一部負担金の額が、高額療養費支給基準額を上回る場合で国民健康保険限度額適用認定証または高額療養費貸付制度が利用できる場合は、当該世帯に有利となる制度を適用し処理するものとする。

(適用期日)

この実施基準は、令和2年4月1日から適用する。